

配布用：民間賃貸住宅借上げ制度に係るQ & A [令和2年9月25日時点]

No.	ご質問	ご回答
1	申請窓口はどこか。	被災時に居住していた市町村 ※ 令和元年10月12日時点においていわき市内に居住していた方が対象となります。
2	県や市で住宅を斡旋してくれないのか。	県や市での斡旋は行いません。 ※ 被災者ご自身で条件に合う物件を探して頂きます。
3	り災証明書は写しで可能か。	原本の提出が必要となります。
4	居住地がいわき市外の民間賃貸住宅を希望したいが、 ① 申込みは可能か。 ② 被災時の居住地と移転先とどちらの市町村で申込みをするのか。	① 県内の市町村の住宅であれば申込み可能です。 ② 被災時の居住地の市町村（いわき市）に申込みをすることになります。
5	民間借上げ住宅に入居する場合は、「応急修理制度」を利用できるか。	利用できません。 ※ 「応急修理制度」の申請期限は令和2年10月30日（金）までとなりますのでご注意ください。
6	県外の民間賃貸住宅に転出したいが可能か。	県内の民間賃貸住宅のみが対象となります。
7	被災時ホテルに長期宿泊していた。借上げ住宅の申請はできるか。	ホテルや旅館での宿泊は対象者となりません。
8	被災した住宅が賃貸住宅でも対象となるか。	対象となります。 なお、ただし借入人の「り災証明書」が必要です。
9	受付はいつまで行うのか。	【窓口】令和2年5月29日（金）まで 【郵送】令和2年5月31日（日）の消印有効
10	り災証明書は世帯主名で発行されているが、それ以外のもの（妻、子）が入居者代表となることはできるか。	妻、子を入居者代表とすることは可能（ただし、世帯主も同居が原則）です。
11	家族の人数が多く、全員が入居できる物件が見つからない場合、2物件以上の借上げを申し込むことはできるか。	原則として1世帯につき1件の申込みとなります。

No.	ご質問	ご回答																		
12	被災前は1つの住居に2世帯が住んでいた場合（いわゆる二世帯住宅）、被災後に別々の物件に分かれて申し込む事は可能か。	可能です。																		
13	知人の持家（流通していない物件）等を借上げ住宅として利用することは可能か。	可能です。 なお、住宅の一室を借上げ住宅として利用（いわゆる「間借り」）することはできませんのでご注意ください。																		
14	借上げ住宅はいつまで住めるのか。	当初の供与期間は入居日から1年間となります。 なお、甚大な被害状況を踏まえ、供与期間を1年間延長（合計最長2年間）とすることとなりました。（ただし、被災住宅の修理等が完了し居住可能となった場合は除く。）																		
15	損害保険は入居者が支払うのか	福島県において一括加入します。 なお、家財保険については費用負担外となりますのでご注意ください。																		
16	乳幼児が2人以上いる世帯の世帯人員の算定方法 ※乳幼児とは未就学児	<table border="0"> <thead> <tr> <th>乳幼児人員</th> <th>世帯人員</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>→</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>→</td> <td>1人 (0.5×2= 1人)</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>→</td> <td>2人 (0.5×3=1.5≒ 2人)</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>→</td> <td>2人 (0.5×4= 2人)</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>→</td> <td>3人 (0.5×5=2.5≒ 3人)</td> </tr> </tbody> </table>	乳幼児人員	世帯人員		1人	→	0人	2人	→	1人 (0.5×2= 1人)	3人	→	2人 (0.5×3=1.5≒ 2人)	4人	→	2人 (0.5×4= 2人)	5人	→	3人 (0.5×5=2.5≒ 3人)
乳幼児人員	世帯人員																			
1人	→	0人																		
2人	→	1人 (0.5×2= 1人)																		
3人	→	2人 (0.5×3=1.5≒ 2人)																		
4人	→	2人 (0.5×4= 2人)																		
5人	→	3人 (0.5×5=2.5≒ 3人)																		
17	家賃が上限を超えた場合に、差額分を支払えば借上げ住宅として入居可能か。	本制度は「家賃補助」ではなく、仮設住宅の「現物支給」を行うための制度であるため、限度額を超える物件への入居はできません。 また、遡及期間（10/12～27日）に賃貸借契約していた場合で上限額を超えていた場合も同様に対象外となります。																		
18	申込書（様式2）の受付は郵送や代理（不動産事業者）でも可能か。	可能です。 郵送の場合の申込書の提出先は、「いわき市一時提供住宅担当」宛てとして下さい。 なお、申込書等に不備がある場合には確認の連絡をさせて頂きますので、日中連絡が取れる連絡先を必ず記載するようにして下さい。																		
19	親の家を借上げ住宅とすることができるか。	入居世帯員と各々一親等の関係がある者の所有権に属する住宅を借上げにすることはできません。 ただし、所有者が宅建業として賃貸業を営む住宅を借上げとする場合を除きます。																		
20	引越し費用は補助対象か	対象にはなりません。																		

配布用：民間賃貸住宅借上げ制度に係るQ & A [令和2年9月25日時点]

No.	ご質問	ご回答
21	サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホームは対象となるか。	対象となります。 ただし、賃料とその他サービス料が明確に分かる場合のみに対象となりますのでご注意ください。
22	借上げ住宅受付開始後、借上げ住宅に申込まないで自己契約した場合も遡及できるか。	本制度の受付を開始した10月28日以降の遡及はできません。10月28日の受付開始以降からご本人の入居決定通知書が交付されるまでの間は契約しないようご注意ください。
23	知人の家を借上げ住宅として申請するような場合、不動産業者を通さなくても可能か。	可能です。 ただし、賃貸住宅は入退去時の修繕費を誰が負担するかなど、法律関係が複雑な場合もありますので、仲介または代理に不動産業者（仲介業者）が入ることを推奨します。
24	個人所有の空き家でもよいか。	1軒まるまる空き家であっても、民間借上げ住宅の要件を満たすのであれば可能です。
25	退去修繕負担金とは、敷金と違ってよいか。	敷金とは異なります。 退去修繕負担金は原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）に対する費用であり、退去修繕負担金は、過不足があっても、返金も追給も行いません。
26	借上げ住宅の供与期間終了後、補助はあるか。	供与期間満了後に、貸主と相談をした上で、入居者自身が自己契約することになります。 また、その場合における補助はありません。
27	耐震診断等の安全確認はどのようにすればよいか。	「様式4-1」の提出により確認いたします。
28	「資力」とは、自己申告でよいか。	ご本人の申出によります。
29	いつのタイミングで入居可能か。	市から入居決定通知交付日以降であれば入居可能です。
30	駐車場費は費用負担の対象となりますか。	家賃と共益費、管理費及び駐車場費（1台分に限る）の合計額が、家賃の上限額を超えない場合のみ費用負担の対象となります。 (例：世帯人数が4人の場合) ・家賃（53,000円） ・共益費、管理費（2,000円） ・駐車場費（3,000円*1台分） 合計58,000円 < 60,000円（限度額）となり費用負担の対象となります。

配布用：民間賃貸住宅借上げ制度に係るQ & A [令和2年9月25日時点]

No.	ご質問	ご回答
31	アパートの2階に現在も住んでいるが、1階が水害にあった。貸主からは建て替え又は修繕を行うので立ち退きするよう言われたが、借上げ住宅に申し込むことは可能か。	貸主の都合による立ち退きについては、対象外となります。なお、アパートの2階部分であっても、被害にあった住戸について半壊以上の「り災証明書」が交付されている場合はご相談下さい。
32	1つの住家（2世帯住宅）で親世帯が「応急修理制度」を、子世帯が「民間賃貸住宅借上げ制度」を利用することは可能か。	対象外となります。
33	民間借上げ住宅受付開始後（10月28日）、借上げ住宅を申し込まないで自己で契約した場合も遡及対象となるのか。	対象外となります。
34	東日本大震災の借上げ住宅で今回被災した場合、どこが受付窓口となるのか。	東日本大震災の借上げ住宅の住み替え対象となる場合がありますので、東日本大震災時に居住していた市町村にご相談下さい。